「第十九条第三十三項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十四項」に改め、同項第一号中「又は第二十八条第五項第一号」を削り、「これらの規定」を「同号」に改め、「又は第二十四条第三項」及び「（法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。）」を削り、「法第十九条第一項及び第八項、第二十条第七項及び第八項、第二十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項」を「同項及び同条第八項並びに法第二十条第七項及び第八項」に改め、同項第二号中「又は第二十八条第五項第二号」を削り、「よりこれらの規定」を「より同号」に、「法第二十条第五項又は第二十八条第六項」を「同条第五項」に、「提出したこれらの規定」を「提出した同項」に改め、同項第三号中「又は第二十八条第五項第二号」を削り、「よりこれらの規定」を「より同号」に、「法第二十条第五項又は第二十八条第六項」を「同条第五項」に、「法第二十条第三項又は第二十八条第四項」を「同条第三項」に改め、「又は第二十四条第三項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第十九条第三十五項」を「第十九条第三十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とする。

第九条から第十一条までを次のように改める。

第九条から第十一条まで　削除

（所得税法施行規則の一部改正）

第五条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「又は連結個別資本金等の額」を削る。

別表第五㈦の表中「又は連結個別資本金等の額から」を「から」に改め、同表の備考２㈢中「又は連結個別資本金等の額」を削り、同表の備考２㈢ホ中「分配対応資本金額」を「分配対応資本金額等」に改め、同表の備考２㈢ヘ㈠中「又は連結個別資本金等の額」を削る。

（消費税法施行規則の一部改正）

第六条　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中「又は第二項に規定する延長届出書」を「に規定する届出書」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「又は連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。次項第二号において同じ。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「又は第二項」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「同条第一項又は第二項」を「同条第一項」に改め、同項第二号中「又は連結事業年度」を削り、同条第三号及び第四号中「又は第二項」を削る。

第二十三条の三中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部改正）

第七条　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「及び第三条第一項（中古資産の耐用年数等）を削り、「ものとし、当該認定を受けようとする第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる資産（以下この条において「採掘権等」という。）を有する法人が連結子法人（同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。第二号において同じ。）である場合には連結親法人（同条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。）とする。第七項において」を「。以下」に改め、同項第一号中「（人格のない社団等を含む。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「採掘権等」の下に「（第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる資産をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第八項中「若しくは連結事業年度」及び「若しくは各連結事業年度の連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第三条第三項において同じ。）の金額」を削り、同条第九項を削る。

第三条第一項中「（人格のない社団等を含む。以下第五条までにおいて同じ。）」を削り、同条第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

（国税質問検査章規則の一部改正）

第八条　国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、第六十七条の十八第九項、第六十八条の八十八第二十一項及び第六十八条の百七の二第九項」を「及び第六十七条の十八第九項」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部改正）

第九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条中「若しくは第八十一条の十五」を削り、同条第二号を次のように改める。

二　法人税法第六十九条第二十三項から第二十五項まで又は第二十九項の規定により同条第二十三項に規定する申告書等（同法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを含む。）に添付すべき書類

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第四条の七第一号」を「第四条の三第一号」に改める。